

■須磨海岸（須磨海岸を守り育てる条例別表）

| 用途 | 使用料 |
|--|---|
| ア 自動販売機の設置 | 1台1月につき 3,000円 |
| イ 広告物その他これに類するもの | 1平方メートル1月につき 350円 |
| ウ 出店（露店その他これに類するものを含む。） | 1平方メートル1月につき 2,500円 |
| エ 興行、競技会、展示会、博覧会、その他これらに類する催しのため緑地等の全部又は一部を占有するとき。 | 1平方メートル1日につき 13円20銭 |
| オ ウに掲げるもの以外の建築物（作業場、物置小屋その他これらに類するものを含む。）を設置するとき。 | 1平方メートル1日につき 120円 |
| カ 電柱（支柱及び支線を含む。）係船くい、標識その他これらに類するものを設置するとき。 | 1本1月につき 110円 |
| キ 水路、道路又は橋りょうの用に供するとき。 | 1平方メートル1月につき 80円 |
| ク 軌条、栈橋その他これらに類するものを設置するとき。 | 1平方メートル1月につき 60円 |
| ケ 円管その他これに類するものを設置するとき。 | 1メートル1月につきその直径又は幅が30センチメートル以下のもの 30円 |
| コ アからケまでに掲げるもの以外のものの用に供するとき（業として写真又は動画を撮影するとき及び集会その他これに類する催しのため緑地等の全部又は一部を占有するときを除く。）。 | 1平方メートル1月につき 120円 |